

新型コロナウイルス感染症関連 相談窓口

加古川商工会議所では、新型コロナウイルス感染症関連で影響を受ける事業所の皆様への経営相談窓口を開設しています。お困りごとがございましたら、お気軽にご利用ください。

【新型コロナウイルス関連相談窓口】

開設時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

電話相談 TEL 079-424-3355 中小企業相談室まで

来所相談 加古川商工会議所3階事務所までお越しください

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口800

TEL 079-424-3355 FAX 079-424-7157

※ご来所の皆様には、マスク着用をお勧めするほか、37.5度以上の発熱のある方、かぜ症状をはじめ体調のすぐれない場合にはご来所を見合わせていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症関連 支援情報

影響を受ける事業所の皆様に対する支援情報に関しては、新しい制度の創設や適用条件の緩和など日々情報が更新されています。特に重要な情報は、当所HP等でお知らせ致しますが、主な支援策等につきましては、経済産業省HPに掲載されている「支援策パンフレット（新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ）」をご参照下さい。

経済産業省HP 支援策パンフレット

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



新型コロナウイルス感染症で特に大きな影響を受ける事業者の皆様へ 持続化給付金(緊急経済対策)のお知らせ

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金が支給されます。 ※令和2年4月16日現在の情報です。

【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表されます。

【お問い合わせ先】 中小企業 金融・給付金相談窓口
TEL0570-783183 平日・休日9:00~17:00